

下関市観光客人流データ活用分析支援業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、国内外観光客の来訪地や発地、属性、周遊等が把握できる人流データを活用し、民間リゾートホテルの開業や海響館リニューアル整備、ウォーターフロント開発に伴う社会実験、火の山再編整備などが進展する本市において、観光客の動向を適時把握し、データ分析に基づいた効果的な施策展開や効果検証を行い、受入体制の強化や効果的かつ効率的なプロモーション展開を図ることを目的とする。

2 業務名

下関市観光客人流データ活用分析支援業務

3 業務期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

4 業務内容

(1)人流データシステムの概要

利用者から許諾を得て収集したスマートフォンのGPS位置情報等から、下関市全体及び指定の観光スポットからの国内外観光客の来訪情報を取得し、適時データ更新のうえ、ウェブアプリケーション等を通じて、随時、市に提供すること。

(2)提供システムの構成等

- ①システムへのログインはID、パスワード等で管理され、複数ライセンス(5ID以上)での利用が可能であること。
- ②収集したデータを地図やグラフ等を用いて、視覚的に表示できる機能があること。
- ③利用するブラウザは専用ソフトウェアが不要で、一般的なウェブブラウザ(Microsoft Edge等)で利用できること。
- ④データ取得はライセンスを得たユーザーが随時回数制限なく可能であること。また、エクセル、CSV等の加工可能な形式でダウンロード及びデータ出力できること。

(3) 提供システムの取得データ及び分析機能等

①国内観光客人流データ

ア 取得データ

- ・データの更新が適宜行われるものであること。
- ・過去のデータが収集分析可能なものであること。

イ 人数等のデータ

- ・許諾を得たスマートフォン利用者のGPS位置情報等の実数を基に算出した推計値とし、個人情報の秘匿、少人数の秘匿処理に留意したものであること。

ウ 来訪者数分析

- ・下関市及び指定の観光スポットの来訪者人数を取得できること。

エ 発地分析

- ・下関市及び指定の観光スポット来訪者の居住地域を取得できること。

オ 属性分析

- ・下関市及び指定の観光スポット来訪者の属性(性別・年代)を取得できること。

カ 周遊分析

- ・指定の観光スポット間の周遊者人数を訪問前後別に取得できること。

キ 旅程分析

- ・下関市及び指定した観光スポット来訪者の旅程(宿泊・日帰り)を取得できること。

ク 時間帯別分析

- ・指定した観光スポットにおける時間帯別滞在者数や平均滞在時間を取得できること。

ケ その他分析機能

- ・各種分析軸を掛け合わせたクロス集計ができること。

②訪日観光客人流データ

ア 取得データ

- ・データの更新が適宜行われるものであること。
- ・過去のデータが収集分析可能なものであること。

イ 人数等のデータ

- ・許諾を得たスマートフォン利用者のGPS位置情報等の実数を基に算出

した推計値とし、個人情報秘匿、少人数の秘匿処理に留意したものであること。

ウ 国籍又は居住国別に下記の分析機能もしくは同種の機能を有すること。

- ・下関市への来訪者数及び宿泊、滞在、通過等の来訪形態が把握できること。
- ・来訪者が多い下関市の観光スポットやエリアが把握できること。
- ・下関市来訪前後の滞在エリア(市区町村等)が把握できること。
- ・下関市との周遊率の高いエリア(市区町村等)が把握できること。
- ・広域的な周遊ルートや旅程日数等が把握できること。

(4) システム活用支援の実施

① アドバイザリー支援

提供システムを活用した分析手法及び分析結果の利活用等について、適宜アドバイザリー支援を行うこと。

② カスタマーサポート

システムの操作設定、機能的・技術的な質問等に対し、必要に応じ電話又はメールにて対応すること。

5 成果品

(1) 納品物

① 業務報告書 2部 (A4版)

② 提供システムの操作マニュアル等

※ システム利用開始前に提供のこと

上記の電子データ (PDFのほかワード又はエクセル形式)

(2) 納品期限及び納品場所

期限：令和8年9月30日

場所：下関市観光スポーツ文化部観光政策課

6 留意事項

(1) 受託者は、業務の詳細について、市の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。

(2) 契約締結後、遅くとも令和7年10月中には人流データシステムが提供できるよう、業務フロー、作業スケジュール等を作成し、市と協議の上、適

切な業務の執行に努めること。

(3) 本業務で得た成果報告書については、市に帰属するものとし、第三者に貸与または公表してはならない。

(4) 本業務を遂行する上で知りえた情報・秘密については、委託業務以外の目的に使用してはならない。委託企画が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。

(5) 業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、市の担当者の指示を受けること。また、本仕様書に明記されていない事項等については別途協議の上定めるものとする。

(6) 本業務の全部を再委託若しくは他に請負わせてはならない。本市の承認を受け、本業務の一部を再委託する場合は、この限りではない。

なお、本業務の一部を再委託する場合は、企画提案書の実施体制に記載すること。

(7) 業務内容にかかる全ての費用を見積金額で積算すること。

(8) 本業務の遂行に当たり、別紙1、別紙2、別紙3を遵守すること。

(9) 本業務の遂行に当たり、請負者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、請負者がその損害を賠償すること。

以上